

社会福祉法人高瀬会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：育児休業、子の看護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限及び所定労働時間の短縮措置の育児・介護休業法に基づく労働者の権利や、休業期間中の育児休業給付の支給等の経済的な支援措置等の関係法令に定める諸制度について周知するとともに取得の促進を図る。

<対策>

- 平成27年4月～ 職員へのアンケート調査を実施し現状の把握を行い、周知方法、取得推進に向けた検討を行う
- 平成28年4月～ 制度周知のための資料を作成し、職員への周知を行う

目標2：育児等退職者についての就業促進に取り組む。

<対策>

- 平成27年4月～ 出産や子育てのため退職する際、将来の再就職を希望する者の優先的採用の制度化に向けた検討を行う
- 平成28年4月～ 雇用環境の整備を行い、職員に周知を行う